

第 7 8 号 議 案

権 利 の 放 棄 に つ い て

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 8 年 9 月 1 6 日

提 出 者 新 宿 区 長 吉 住 健 一

権利の放棄について

下記のとおり遺贈により生じた権利を放棄する。

記

1 放棄する権利

遺贈者の有する財産について遺贈を受ける権利

2 遺贈者

東京都新宿区（記載削除）

（記載削除）

3 遺言の主たる内容

グラフィック・デザイン博物館として活用することを条件に、遺贈者の有する不動産を区に遺贈する。

4 放棄する理由

遺贈の対象となる不動産について、遺贈者の遺志に応じて活用することが困難であるため

（提案理由）

遺贈により生じた権利を放棄する必要があるため